

一九九二年（平成四年）(ワ)第二〇七五号、一九九三年（平成五年）(ワ)第二二二五号、
一九九四年（平成六年）(ワ)第二三〇八号、公式陳謝等請求事件

求 釈 明 申 立 書

原告 朴

外 一

被告 国

右当事者間の御庁頭書事件について、原告らは左記のとおり、被告に対する求釈明を申し立てる。

一九九八年（平成一〇年）一月二十九日

右原告ら訴訟代理人
弁護士 小野誠之

之 

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 堀 | 山 | 松 | 池 | 武 | 金 | 中 | 新 |
| 和 | 本 | 本 | 上 | 田 | 京 | 田 | 谷 |
| 幸 | 晴 | 康 | 哲 | 信 | 富 | 政 | 正 |
| 之  | 太  | 之  | 朗  | 裕  | 富  | 義  | 敏  |

第一 求釈明事項

一 被告は、平成九年二月一三日付答弁書兼第一準備書面等において、浮島丸事件による死没者の遺骨を、「いわゆる分骨」にした旨主張している。

そこで、右「分骨」の内容について詳細な説明を求める。
すなわち、

1 五二四の遺骨箱に収納されている各遺骨は、複数の死没者の遺骨から成るものばかりか、それとも単独の死没者の遺骨から成るものもあるのか、あるいはいずれとも不明なのか。

2 右分骨の経緯に関して存在する一切の資料を明示されたい。

二 被告は、平成九年一月六日付書証認否書において、甲A第六四号証につき、原本の存在及び成立を認めているところ、甲A第六四号証によれば、「浮島丸遭難関係一冊」の書類が、大湊管船部から第二復員局に引き継がれている。

そこで、右「浮島丸遭難関係一冊」の書類につき、標題、作成者(部局)、作

成年月日、記載内容を各明示されたい。

三 被告は、平成九年一月六日付書証認否書及び平成九年一月一六日付第一二準備書面において、「甲A第五九号証は、厚生省が保管している『浮島丸死没者名簿』を転記したものである」と主張している。

そこで、右転記を認めるに至った経緯を具体的に明らかにされたい。

また、「両者の記載に合致しない部分がある」と主張しているところ、その不合致部分を具体的に明らかにされたい。

四 被告は、平成九年二月一三日付答弁書兼第一準備書面において「昭和三十一年に日本国外務省を通じ韓国代表部に名簿が手交された」と主張するとともに、別途、右名簿は、朝鮮半島出身戦没者に係る「遺骨遺留品名簿」と題する名簿である旨説明している。

そこで、右「遺骨遺留品名簿」の内、浮島丸に係るものについて、その人数、氏名、本籍地及びいかなる資料に基づいて作成されたのかにつき明らかにされたい。

五 被告は、平成九年一月一六日付答弁書兼第一二準備書面において、「浮島丸遭難者名簿」及び「浮島丸死没者名簿」につき、「両名簿の作成経緯等は確定し得ない」と主張している。

そこで、

- 1 どのような調査を行ったのか
 - 2 いかなる資料から右判断に至ったのか
 - 3 どの程度まで判明したのか
- につき、具体的に明らかにされたい。

六 被告は、平成六年七月二一日付第六準備書面において、原告丁■鎮（原告番号五二、創氏名錦山■鎮）について、「大湊海軍施設部に所属していたものである」と認めているが、甲A五九号証によれば、「錦山■鎮」は、施設部以外で「日本通運大湊支店」の所属となっている。

そこで、被告が、原告丁■鎮を「大湊海軍施設部に所属していたものである」とする根拠を明らかにされたい。

七 被告は、平成六年七月二一日付第六準備書面において、原告孫■培（原告番号七〇）について、「被告の保管資料によれば、大正五年（一九一六年）五月二日に出生し、昭和一九年（一九四四年）五月一二日に徴用され、大湊海軍施設部に所属していたものである」と認めている。

そこで、右「被告の保管資料」とは何かを具体的に明らかにされたい。

また、右認否は、原告孫■培が浮島丸に乗船していたことを認める趣旨か否かにつき明らかにされたい。

以 上